

令和6年度 財務諸表

自 令和 7 年 3 月 3 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

公益社団法人 移住・交流推進機構

東京都中央区日本橋二丁目3番4号

貸借対照表
令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	42,766,744	51,874,350	△ 9,107,606
前払金	0	41,140	△ 41,140
未収金	69,929,171	64,806,164	5,123,007
流動資産合計	112,695,915	116,721,654	△ 4,025,739
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
ソフトウェア	8,800,001	9,075,001	△ 275,000
その他固定資産合計	8,800,001	9,075,001	△ 275,000
固定資産合計	8,800,001	9,075,001	△ 275,000
資産合計	121,495,916	125,796,655	△ 4,300,739
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	69,562,027	67,442,147	2,119,880
前受金	1,275,000	3,783,339	△ 2,508,339
預り金	67,745	55,579	12,166
流動負債合計	70,904,772	71,281,065	△ 376,293
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	70,904,772	71,281,065	△ 376,293
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	50,591,144	54,515,590	△ 3,924,446
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	50,591,144	54,515,590	△ 3,924,446
負債及び正味財産合計	121,495,916	125,796,655	△ 4,300,739

正味財産増減計算書

令和7年3月3日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	3,975,006	42,166,658	△ 38,191,652
会員受取会費	3,975,006	42,166,658	△ 38,191,652
② 事業収益	7,270,511	87,352,831	△ 80,082,320
移住・交流希望者への情報発信事業収益	220,000	5,324,000	△ 5,104,000
会員サポート事業収益	0	1,600,000	△ 1,600,000
地域おこし協力隊事業収益	0	60,177,731	△ 60,177,731
自治体・国の事業支援事業収益	7,050,511	19,251,100	△ 12,200,589
移住・交流に関する調査研究事業収益	0	1,000,000	△ 1,000,000
③ 雑収益	90,598	43,219	47,379
受取利息	0	34,003	△ 34,003
雑収益	90,598	9,216	81,382
経常収益計	11,336,115	129,562,708	△ 118,226,593
(2) 経常費用			
① 事業費	15,037,030	118,827,210	△ 103,790,180
人件費	3,120	74,114	△ 70,994
会議費	0	296,987	△ 296,987
旅費交通費	1,438,825	16,021,313	△ 14,582,488
事務所賃借料	327,987	3,607,862	△ 3,279,875
委託費	7,861,395	32,322,118	△ 24,460,723
支払負担金	4,111,528	48,010,541	△ 43,899,013
支払助成金	0	1,500,000	△ 1,500,000
事務費	1,032,925	11,544,085	△ 10,511,160
減価償却費	261,250	2,873,750	△ 2,612,500
租税公課	0	2,576,440	△ 2,576,440
② 管理費	223,531	4,004,194	△ 3,780,663
人件費	165	3,901	△ 3,736
旅費交通費	250	8,843	△ 8,593
事務所賃借料	17,263	189,888	△ 172,625
委託費	102,808	2,093,465	△ 1,990,657
支払負担金	58,050	1,337,590	△ 1,279,540
事務費	24,945	139,051	△ 114,106
減価償却費	13,750	151,250	△ 137,500
租税公課	6,300	80,206	△ 73,906
経常費用計	15,260,561	122,831,404	△ 107,570,843
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,924,446	6,731,304	△ 10,655,750
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,924,446	6,731,304	△ 10,655,750

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,924,446	6,731,304	△ 10,655,750
一般正味財産期首残高	54,515,590	47,784,286	6,731,304
一般正味財産期末残高	50,591,144	54,515,590	△ 3,924,446
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	50,591,144	54,515,590	△ 3,924,446

正味財産増減計算書内訳表
令和7年3月3日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 受取会費	1,987,503	107,720	1,879,783	3,975,006
会員受取会費	1,987,503	107,720	1,879,783	3,975,006
② 事業収益	7,270,511	0	0	7,270,511
移住・交流希望者への情報発信事業収益	220,000	0	0	220,000
自治体・国の事業支援事業収益	7,050,511	0	0	7,050,511
③ 雑収益	90,598	0	0	90,598
雑収益	90,598	0	0	90,598
経常収益計	9,348,612	107,720	1,879,783	11,336,115
(2) 経常費用				
① 事業費	14,929,310	107,720	0	15,037,030
人件費	2,956	164	0	3,120
福利厚生費	2,956	164	0	3,120
旅費交通費	1,438,575	250	0	1,438,825
旅費交通費	1,438,575	250	0	1,438,825
事務所賃借料	310,725	17,262	0	327,987
事務所賃借料	310,725	17,262	0	327,987
委託費	7,852,274	9,121	0	7,861,395
委託費	7,852,274	9,121	0	7,861,395
支払負担金	4,053,479	58,049	0	4,111,528
支払負担金	4,053,479	58,049	0	4,111,528
事務費	1,023,801	9,124	0	1,032,925
通信運搬費	190,858	1,814	0	192,672
光熱水料費	9,900	550	0	10,450
消耗品費	574,549	1,195	0	575,744
新聞図書費	1,600	0	0	1,600
賃借料	52,258	2,903	0	55,161
諸謝金	146,720	0	0	146,720
雑費	47,916	2,662	0	50,578
減価償却費	247,500	13,750	0	261,250
減価償却費	247,500	13,750	0	261,250
② 管理費	0	0	223,531	223,531
人件費	0	0	165	165
福利厚生費	0	0	165	165
旅費交通費	0	0	250	250
旅費交通費	0	0	250	250
事務所賃借料	0	0	17,263	17,263
事務所賃借料	0	0	17,263	17,263
委託費	0	0	102,808	102,808
委託費	0	0	102,808	102,808
支払負担金	0	0	58,050	58,050
支払負担金	0	0	58,050	58,050

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
事務費	0	0	24,945	24,945
通信運搬費	0	0	1,814	1,814
光熱水料費	0	0	550	550
消耗品費	0	0	16,346	16,346
賃借料	0	0	2,904	2,904
雑費	0	0	3,331	3,331
減価償却費	0	0	13,750	13,750
減価償却費	0	0	13,750	13,750
租税公課	0	0	6,300	6,300
租税公課	0	0	6,300	6,300
経常費用計	14,929,310	107,720	223,531	15,260,561
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 5,580,698	0	1,656,252	△ 3,924,446
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 5,580,698	0	1,656,252	△ 3,924,446
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 5,580,698	0	1,656,252	△ 3,924,446
他会計振替額	1,656,252	0	△ 1,656,252	0
当期一般正味財産増減額	△ 3,924,446	0	0	△ 3,924,446
一般正味財産期首残高				54,515,590
一般正味財産期末残高				50,591,144
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
III 正味財産期末残高				50,591,144

財 産 目 録

令和7年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行町村会館出張所 りそな銀行東京公務部	運転資金として	24,699,763
				18,066,981
		普通預金計		42,766,744
		現金預金合計		42,766,744
	未収金	(株)日本経済新聞社 (一財)地域活性化センター 総務省 宮崎県他 その他	受取会費 事業収益 事業収益 事業収益	1,000,000
				8,300,000
				59,758,242
				781,000
				89,929
				未収金計
流動資産合計				112,695,915
(固定資産)	ソフトウェア	協力隊マッチングツール他	共用資産 うち公益目的保有財産90% うちその他の事業に供している財産5% うち管理運用の用に供している財産5%	8,800,001
				7,920,001
				440,000
				440,000
				その他固定資産合計
固定資産合計				8,800,001
資産合計				121,495,916
(流動負債)	未払金 前受金 預り金	(一財)地域活性化センター他 あいおいニッセイ同和損害保険(株)他 源泉所得税	支払負担金他 令和7年度受取会費	69,562,027
				1,275,000
				67,745
流動負債合計				70,904,772
(固定負債)				
固定負債合計				0
負債合計				70,904,772
正味財産				50,591,144

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 公益法人会計基準の適用について
「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 令和2年5月15日改正 内閣府
公益認定等委員会)を適用し、財務諸表を作成している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
ソフトウェア…定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産は保有していない。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産は保有していない。

4. 担保に供している資産

担保に供している資産はない。

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
ソ フ ト ウ ェ ア	39,288,000	30,487,999	8,800,001
合 計	39,288,000	30,487,999	8,800,001

6. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高はない。

7. 保証債務等の偶発債務

保証債務等の偶発債務はない。

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券は保有していない。

9. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の交付はない。

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額はない。

11. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引はない。

12. 重要な後発事象

重要な後発事象はない。

13. 令和7年3月3日に公益認定を受け、公益社団法人へ移行しているため、前年度の貸借対照表は令和7年3月2日現在、前年度の正味財産増減計算書は令和6年4月1日から令和7年3月2日までとなっている。
なお、令和7年4月1日から「公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構」に名称変更している。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産は保有していない。

2. 引当金の明細

引当金を有していない。

監査報告書

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構

代表理事 高橋 公 殿

代表理事 百木田 康二 殿

令和 7 年 5 月 27 日

監事 小峰 ゆみ子



令和6年度の事業報告、計算書類その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事懇談会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類の監査結果

計算書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

独立監査人の監査報告書

令和7年5月26日

公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構
理事長 高橋 公殿

東和監査法人
東京都墨田区
代表社員
業務執行社員

公認会計士 寄川 昌之

<財務諸表等監査>

監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益社団法人移住・交流推進機構の令和7年3月3日から令和7年3月31日までの令和6年事業年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドライン第5章第2節1(2)の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書について監査し、あわせて、正味財産増減計算書内訳表（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第23条の規定に基づく監査に準じて、公益社団法人移住・交流推進機構の令和7年3月31日現在の令和6年事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」、「金額」及び「使用目的等」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠するとともに、公益認定関係書類と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の遂行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しており、公益認定関係書類と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。